

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500496号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500202号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月
③ 平成19年12月
④ 平成20年8月

年金事務所からのお知らせにより、夫(訂正請求記録の対象者)がA社在職中に、同社から支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かったので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、訂正請求記録の対象者に対して、請求期間に賞与を支給していないと回答しており、同社から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成18年、平成19年及び平成20年の各賃金台帳における賞与支給欄が「0」と記載されていることが確認できる。

また、上記賃金台帳における各年1月から12月までの給与合計額(非課税通勤費を除く。)は、B市から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成18年分、平成19年分及び平成20年分の各確定申告書に記載されているA社からの収入金額とそれぞれ一致している。

さらに、平成18年の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料等の社会保険料控除額は、同年分確定申告書の社会保険料控除欄に計上されていないため確認できないが、平成19年及び平成20年の各賃金台帳に記載されている社会保険料控除額は、平成19年分及び平成20年

分の各確定申告書における社会保険料控除欄に記載されている金額と一致している。

以上のことから、訂正請求記録の対象者が、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたとする事実について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500531号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500203号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かった。確かに、同社から賞与が支払われたと思うので、請求期間の賞与を標準賞与額として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に対して、請求期間に賞与を支給していないと回答しており、同社から提出された請求者に係る平成18年の賃金台帳における賞与支給欄が「0」と記載されていることが確認できる。

また、請求期間当時、請求者が給与受取口座に指定していたB信用金庫C支店から提出された預金取引明細表によると、平成18年12月にA社から支払われた給与の入金が確認できるものの、そのほかに請求期間に係る同社からの入金を確認できない。

さらに、上記賃金台帳における社会保険料控除合計額は、D県E市から提出された請求者に係る平成19年度(平成18年分)の課税資料における社会保険料控除額と一致している。

以上のことから、請求者が、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたとする事実について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500472号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500089号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料について、平成2年*月分は、母が同年*月1日にA市役所のA支所で私の国民年金加入手続を行った際にその場で納付し、同年6月分から平成3年3月分までは、平成2年6月に私自身がB銀行C支店でまとめて納付した。

しかしながら、平成2年*月分は、後日過誤納付となった平成4年2月分を充当した記録とされ、平成2年6月分から平成3年3月分までは未納と記録されているので、調査の上、請求期間に係る国民年金保険料を納付したこととして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年*月1日に請求者の母が請求者の国民年金加入手続を行い、同日に同年*月分の国民年金保険料を納付し、さらに、同年6月に、請求者自身が同年6月分から平成3年3月分までの保険料を納付した旨主張しているが、当該加入手続を行った時期は、請求者の国民年金記号番号前後の被保険者記録により平成3年6月と推認できる。

また、前述の平成3年6月時点において、請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付することは可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付したとは主張していない。

さらに、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はないとしており、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500528号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500090号

第1 結論

昭和62年*月から平成2年3月までの請求期間及び平成2年9月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年*月から平成2年3月まで
② 平成2年9月から平成4年3月まで

20歳の誕生日前の昭和62年*月10日に、母がA市役所のA支所で私の国民年金の加入手続きを行い、同年*月及び12月の国民年金保険料を納付した。

その後、昭和63年1月から平成2年3月までの期間及び平成2年9月から平成4年3月までの期間に係る国民年金保険料も未納なく納付した。

しかしながら、昭和62年*月から平成2年1月までの期間及び平成2年9月から平成4年2月までの期間は未納、平成2年2月、同年3月及び平成4年3月は厚生年金保険被保険者期間と記録されているので、調査の上、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和62年*月10日に請求者の母が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を未納なく納付したと主張しているが、加入手続きを行った時期は、請求者の国民年金記号番号前後の被保険者記録により平成6年8月頃と推認できることから、この時点において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はないとしており、ほかに請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500471号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500201号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(その後、B社、C社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和27年9月から昭和36年2月1日まで

昭和27年9月、B社に入社と同時にD市E町*番地にある工場で勤務していた。工場生産していた物は、鍋・フライパン・洋食器などの台所用品である。この工場の人数は3人から5人くらいで、私は工場長をしていた。請求期間は、月給から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。また、請求期間中に怪我をし、健康保険証を使った覚えがある。調査の上、厚生年金保険被保険者として加入していた記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の記録によると、B社の前身であるA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年4月1日であり、請求期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B社から商号変更したC社の閉鎖登記簿謄本より、当該事業所は、昭和44年9月2日に会社設立、平成16年8月31日に解散、平成18年3月31日に清算終了しており、解散当時の事業主及び代表清算人に照会したが、請求者に係る人事記録等の資料はないことから請求者の請求期間に係る勤務及び給与からの厚生年金保険料控除は不明と回答している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年に被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務及び給与からの厚生年金保険料控除は不明と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。